

1. 容器包装リサイクル法「帳簿」の記載例〔特定容器利用事業者の場合〕

業種区分	食料品製造業、清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業、酒類製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業、小売業、その他の業種
容器包装区分	ガラスびん（無色・茶色・その他の色）、PETボトル（飲料（酒類を含む）又は醤油用）、その他紙製容器、その他プラスチック製容器

[illegible]

注：⑥のうち自ら又は他者への委託により回収する量⑥については、利用した容器の同一の業種区分及び同一の容器包装区分のものであれば、自ら利用したものでもなくとも良いことから、必ずしも商品毎に整理する必要はなく、同一の業種区分及び同一の容器包装区分の総量で整理してもかまわない。

指定法人との委託契約に係る事項

1. 契約締結年月日 年 月 日
2. 予定委託数量 kg

3. 委託料金の支払期限 年 月 日
4. 委託料金の支払年月日 年 月 日

2. 容器包装リサイクル法「帳簿」の記載例〔特定容器製造等事業者の場合〕

業種区分	食料品製造業、清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業、酒類製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業、小売業、その他の業種
容器包装区分	ガラスびん（無色・茶色・その他の色）、PETボトル（飲料（酒類を含む）又は醤油用）、その他紙製容器、その他プラスチック製容器

[illegible]

注：⑤のうち自ら又は他者への委託により回収する量⑥については、製造等した容器の同一の業種区分及び同一の容器包装区分のものであれば、自ら製造等したものでなくとも良いことから、必ずしも商品毎に整理する必要はなく、同一の業種区分及び同一の容器包装区分の総量で整理してもかまわない。

指定法人との委託契約に係る事項

1. 契約締結年月日 年 月 日
2. 予定委託数量 kg

3. 委託料金の支払期限 年 月 日
4. 委託料金の支払年月日 年 月 日

3. 容器包装リサイクル法「帳簿」の記載例 [特定包装利用事業者の場合]

業種区分	食料品製造業、清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業、酒類製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、小売業、その他の業種
容器包装区分	紙製包装、プラスチック製包装

[illegible]

注：「④のうち自ら又は他者への委託により回収する量⑤」については、利用した包装の同一の業種区分及び同一の容器包装区分のものであれば、自ら利用したものでもなくとも良いことから、必ずしも商品毎に整理する必要はなく、同一の業種区分及び同一の容器包装区分の総量で整理してもかまわない。

指定法人との委託契約に係る事項

1. 契約締結年月日 年 月 日

2. 予定委託数量 kg

3. 委託料金の支払期限 年 月 日

4. 委託料金の支払年月日 年 月 日